

Title	近代日本の労働法と国家
Author(s)	矢野, 達雄
Citation	大阪大学, 1995, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/39475
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏 名	矢野達雄
博士の専攻分野の名称	博士（法学）
学位記番号	第 1 2 1 2 7 号
学位授与年月日	平成 7 年 1 0 月 2 3 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文名	近代日本の労働法と国家
論文審査委員	(主査) 教授 中尾 敏充 (副査) 教授 林 毅 教授 小嵐 典明

論文内容の要旨

本論文は、序章「近代日本における労働法の形成と展開」、第一章「職工・徒弟条例制定問題」、第二章「労働争議調停法の成立過程」、補論「行政調査会における労働法案審議」、第三章「労働争議調停法の適用過程」の各章から成る。

序章では、近代日本における労働法の形成と展開の過程を時期区分するとともに、各時期の特徴を簡潔に論じた。すなわち、第 1 期（1868 年～1900 年）個別的労使関係法が雇傭契約法という形で生成してくる時期、第 2 期（1900 年～1925 年）労働保護法としての工場法が模索されるとともに、治安警察法第 17 条によって労働者の集団的行動はあくまで排除しようとした時期、第 3 期（1926 年～1937 年）労働者の集団的行動の容認の立場に依拠する労働立法が模索された時期、第 4 期（1938 年～1945 年）総力戦体制下労働者の集団的・個別的権利が否定されていった時期、の 4 つの時期である。

第一章では、明治 10 年代に制定が模索された職工・徒弟条例案について、20 年代に入って制定が見送られるに至った経緯を概観するとともに、この問題の意義を考察した。すなわち職工・徒弟条例案は、従来工場法の前史ととらえられてきたが、明治政府の殖産興業＝本源的蓄積推進政策の一環ととらえなければならず、また労働者の確保策を市民法原理の名において行おうとするところに同案をめぐる法イデオロギー的問題の本質があったことを論じた。

第二章および補論は、戦前日本における本格的労働立法期たる 1920 年代において、治安警察法第 17 条の削除、労働争議調停法の制定が実現し、他方労働組合法案が挫折するに至った経過について、行政調査会議事録などを利用して詳しく考察した。そして、資本金団体、政府内部、議会内各会派等の労働政策構想の相違がさきのような結果を招来したことを指摘した。さらに労働争議調停法は、治安立法の系譜においてとらえるべきではなく、大正期に簇出した各種調停法の一環であり、かつ内務省の労働政策をささえる重要な柱としてとらえるべきことを主張した。

第三章は、労働争議調停法の適用過程を論じたものである。法にもとづいて調停委員会が設置された 6 件の事例、およびおびただしい数の事実調停について検討した。その結果、労働争議の調停を通じて国家は労使関係に深く入り込み、それが後年の産業報国会体制への地ならしの機能を営んだことを指摘した。そして本来団体交渉システムと親和性をもつ労働争議調停が、それとシステムを異にする労使協議制をもたらした「歴史の皮肉」について、このような現象は

第2次大戦後の労資関係史にも通底することをのべた。

以上本論文は、近代日本の労働法史の展開について、単なる通史的叙述に終わることなく、立法過程・適用過程に関する諸資料を駆使して、法社会史的手法により多角的に究明したものである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、近代日本の労働法史の展開につき、新しい枠組みを打ち立てるという積極的な立場から、従前の研究成果を詳細かつ正確に検討した上で、新しく発掘した新資料及びおびただしい数の事例を検討・駆使して、その立法過程・適用過程を法社会史的手法により多角的に究明することに成功し、今後の労働法史に関する研究にとって絶大な貢献となっている。

本論文は、日本法制史、法社会学及び労働法をいわば三位一体として考察するという複眼的な問題意識から、新資料及び多数の事実調停事例を精確に解説・整理し、その中から的確な論点を摘出して論理的・体系的に解明するという、歴史にとって必要な実証性、法学にとって必要な論理性・体系性を兼ね備えた実証的・理論的に高水準の研究であると評価しうる。

本論文はまた、日本法制史にとって、未開拓の分野に近かった大正期及び労働法という、時期及び対象の両面における困難な状況を克服し、これまで十分明らかになっていなかった諸事実を浮き彫りにすることに成功しているとともに、著者自身が打ち出した枠組みである1920年代の法体制を「調停法体制」と位置づける積極的な理論的提言を行っている。著者の「調停法体制」という枠組み提示は、その後、大正期のこの時期を分析する人々に多大な影響を与え、様々な議論を呼ぶに至っている。これらの点において特に独創性が顕著である。さらに、どの国の立法が労働争議調停法に影響を与えたかという比較法史的視点にも配慮がなされ、日本法の位置づけを試みるなどその広角的な研究視角も兼ね備えている。

これらにより、本論文は後続研究に多大な影響を与えるとともに、後続研究者にとって必読書となり、かつまた日本法制史学の理論水準の向上に大きく寄与したものである。

こうしたところから明らかなように、本論文は博士（法学）に十分値するものと判断する。